

家屋を取壊した後、令和6年1月1日以降に敷地を売却した（様式1-2で申請する）場合は以下の書類をご用意ください。

	必要な書類	確認したいこと	取得できる場所
①	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の「住民票の除票の写し」（原本） ※取得の際は、全ての事項を記載した「被相続人居住用家屋等確認申請書」、申請者の「免許証又はマイナンバーカード」を右記の交付窓口でご提示ください。 ※原則、申請者のみが取得できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人が亡くなった日 ・亡くなった時の居住地 	各区民生活課 各行政センター 各協働センター 各支所 各ふれあいセンター 各市民サービスセンター
②	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれか1つ ※家屋の取り壊し日以降に取得したもの <ul style="list-style-type: none"> ・申請家屋を相続した全ての相続人の「住民票の写し」（原本） ・申請家屋を相続した全ての相続人の「戸籍の附票の写し」（原本） <p>※取得の際は「免許証又はマイナンバーカード」を右記の交付窓口でご提示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった時から家屋の取り壊し日までの相続人の住所 (亡くなった方が老人ホーム等に入所していた場合は入所した時から家屋の取り壊し日までの相続人の住所) 	各区民生活課 各行政センター 各協働センター 各支所 各ふれあいセンター 各市民サービスセンター コンビニ（戸籍の附票は不可）
③	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地等の「売買契約書」の全てのページのコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地を譲渡した日（時期） 	-
④	<p>以下2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地の「登記事項証明書」（原本）※換価分割、未登記等の場合は遺産分割協議書 ・家屋の「閉鎖事項証明書」（原本）※換価分割、未登記等の場合は遺産分割協議書 	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋、敷地を相続した人数 	法務局 ※浜松市以外も取得可
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の「閉鎖事項証明書」（原本） ※未登記の場合は、解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書 	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の取り壊し日、家屋の所在地 	法務局 ※浜松市以外も取得可
i か ii のいずれか1つ			
i	<ul style="list-style-type: none"> ・水道の使用場所・使用中止日が確認できる書類（電気、ガスも可） ★1 亡くなった後に止めているものに限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった時から譲渡の時まで、家屋及び敷地が使用されていないこと 	水道は 上下水道部お客様サービス課 (TEL : 053-474-7813)
ii	<ul style="list-style-type: none"> ・媒介契約を締結した不動産屋が作成した広告のコピー ※「現況空家」、「解体更地渡し」などの記載があること。 ※広告日（亡くなった後の日付）が記載されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった時から譲渡の時まで、家屋及び敷地が使用されていないこと ・空家があり、解体して売却すること 	-
⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡日までに撮影した更地の写真 ※撮影日の記載のあるもの（手書き可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の取壊しから敷地の譲渡までの間、その敷地が使用されていないこと 	-

相続開始直前（亡くなった時）まで老人ホーム等に入所していた場合は、上記に加えて以下の書類もご用意ください。

	必要な書類	確認したいこと	取得できる場所
i	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の要介護認定等の決定通知書又は介護保険証のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定等を受けていたこと 	各長寿支援課
ii	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方が施設に入所した際の契約書のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所していた施設の名称、所在地 	-
iii	<p>以下のいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)水道の使用場所・使用中止日が確認できる書類（電気、ガスも可）★1 (イ)申請家屋へ外出、外泊した記録のコピー（老人ホーム等が所有するもの） (ウ)亡くなった後に家財を撤去・処分した際の契約書等（領収書、請求書も可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人ホームに入所していた間も、被相続人が家屋を一定使用していたこと ・他の人が家屋及び敷地を住宅や店舗等として使用していないこと。 	(ア)水道は 上下水道部お客様サービス課 (TEL : 053-474-7813)